

令和8年度市民税・県民税・森林環境税課税額（非課税）証明書の取得方法について

令和8年度市民税・県民税・森林環境税課税額（非課税）証明書は令和8年1月1日にお住まいであった市町村に請求してください。川崎市に請求する場合は、次の方法で取得できます。

（１）各市税事務所・市税分室及び各区役所の市税証明発行コーナー

証明交付手数料は免除されます。別添の「証明交付申請書及び記入例」に記載の「市民税・県民税・森林環境税、法人市民税、軽自動車税証明交付申請書」を使用して申請してください。

（２）オンライン申請（e-KAWASAKI）又は郵送申請

証明交付手数料は免除されますが、郵送料は申請者の負担となります。使用目的欄に必ず「特別支援教育就学奨励費」と記載の上、申請してください。

（３）各行政サービスコーナー、各出張所、各支所

証明交付手数料の免除には対応していません。なお、減免等により年税額の全てが免除となっている場合など、取得できないことがあります。

（４）コンビニ交付

証明交付手数料の免除には対応していません。手続きの際に詳細版と簡易版の選択画面が表示されますが、必ず詳細版を選択して発行してください。減免等により年税額の全てが免除となっている場合など、取得できないことがあります。